

【老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの】

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
	広島県立障害者療育支援センター							
	松陽寮①			別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=1.02 Is/Is0=1.36 CTU・SD=1.09	耐震改修済	-	Is0=0.75(広島県の指定による) G=1.1
	松陽寮②			別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.76 Is/Is0=1.01 CTU・SD=0.82	耐震改修済	-	Is0=0.75(広島県の指定による) G=1.1
	松陽寮③			別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.76 Is/Is0=1.01 CTU・SD=0.77	-	-	Is0=0.75(広島県の指定による) G=1.1
	管理棟			別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.78 Is/Is0=1.04 CTU・SD=0.74	耐震改修済	-	Is0=0.75(広島県の指定による)

【老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの】

番号	建築物の名称		建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	食堂棟		八本松町米満198-1	障害者福祉施設	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.86 Is/Is0=1.14 CTU・SD=0.88	耐震改修済	—	Is0=0.75(広島県の指定による) G=1.1
	厚生ゲストハウス棟				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=2.44 Is/Is0=3.25 CTU・SD=2.29	—	—	Is0=0.75(広島県の指定による)
	渡廊下1				別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is=1.03 q=4.12	耐震改修済	—	Is0=0.75(広島県の指定による)
	渡廊下2				別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is=0.96 q=3.84	耐震改修済	—	Is0=0.75(広島県の指定による)

【老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの】

番号	建築物の名称		建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
		渡廊下3			別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is=1.17 q=4.67	耐震改修済	-	Is=0.75(広島県の指定による)

## 附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(抜粋)

別表2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版, 2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

※別表1, 2の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じる恐れは少なく、倒壊するおそれはない。

※別表2に掲げる耐震診断の方法のうち、(4-1)から(5-6)、(11)(12)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及び $I_{so}$ を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示している。

※特記無き限り、地域係数 $Z=0.9$ 、補正係数 $G=1.0$ 、 $U=1.0$ として耐震診断されています。